

NSリサイクルセンターに係る自主的環境影響評価審査書の公告について（お知らせ）

標記事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条の規定に準じて、自主的環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 事業者

日本整油株式会社  
代表取締役 永井 司  
神奈川県川崎市川崎区扇町6番12号

2 事業の名称及び所在地

NSリサイクルセンター  
神奈川県川崎市川崎区扇町5番73号

3 自主的環境影響評価審査書公告年月日

平成16年12月17日（金）

4 問い合わせ先

日本整油株式会社  
電話番号 044-366-5681

（環境局環境評価室 担当）

電話 200-2156

# NSリサイクルセンターに係る 自主的環境影響評価審査書 (概要)

平成16年12月

はじめに

NSリサイクルセンター(以下「本事業」という。)は、日本整油株式会社(以下「事業者」という。)が、川崎区扇町5番73号の約0.5haの区域において、産業廃棄物の焼却処理施設及び焼却灰の溶融処理施設を建設するものである。

処理対象産業廃棄物は、廃酸・廃アルカリ、廃油、汚泥、廃プラスチック類等固形廃棄物及び動植物性残さなどで、1日の処理能力は約220tである。

事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)第74条に基づく自主的環境影響評価により、本事業が環境に及ぼす影響を調査し、その予測・評価を行い、平成16年7月28日に当該事業に係る自主的環境影響評価実施申出書及び自主的環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を提出した。

川崎市は、この提出を受けて、準備書を公告、縦覧したところ、市民等から意見書の提出があったことから、事業者が作成した自主的環境影響評価見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本審査書は、これらの結果を踏まえ、準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

## 1 事業の概要

### (1) 事業者

名称：日本整油株式会社

代表者：代表取締役 永井 司

所在地：川崎市川崎区扇町 6 番 12 号

### (1) 事業の名称及び種類

名称：NSリサイクルセンター

種類：廃棄物処理施設の新設

区分：川崎市環境影響評価に関する条例第 74 条に基づく自主的環境影響評価

### (3) 事業を実施する区域

位置：川崎市川崎区扇町 5 番 73 号

区域面積：4,981.71 m<sup>2</sup>(工業専用地域)

### (4) 計画の概要

ア 目的：本事業は、産業廃棄物を焼却処理する施設及び焼却灰を無害化及び減容化する溶融処理施設を建設するものである。

#### イ 土地利用計画

区 分	面積 (m <sup>2</sup> )	比率 (%)	備考
計画建物	1,348.96	27.1	
屋外施設	1,509.20	30.3	
緑 地	506.18	10.2	
そ の 他	1,617.37	32.5	車両待機、通路等
合 計	4,981.71	100.0	

## ウ 施設整備計画

項 目		計 画 内 容
収集対象地域		川崎市を中心とした関東圏
収集対象廃棄物		産業廃棄物 汚泥、廃油、廃プラスチック、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ他、医療系産業廃棄物、建設系産業廃棄物
処理能力（最大）		焼却炉 219.9t/日、灰溶融炉 27t/日
処理設備・工程	受入供給工程	廃酸、廃アルカリ、廃油、汚泥、可燃廃棄物、建設系産業廃棄物、木くず、動植物性残さ、及び医療系産業廃棄物の受入、破碎、及び焼却炉への供給
	焼却、排ガス処理工程	廃棄物の焼却処理、排ガス中の有害物質の処理及び排ガスの大気放出
	灰溶融処理工程	廃棄物の焼却灰の溶融処理
	発電施設	焼却炉の廃熱を有効利用し、発電を行う
運 転 計 画		24 時間運転、年間稼働日数 330 日

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本事業は、産業廃棄物の焼却施設及び溶融処理施設を建設するもので、工事中における安全対策や供用時の大気質、悪臭、安全対策など、臨海部における環境保全上の配慮が求められることから、準備書等に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査意見の内容を確実に遵守すること。

また、本事業を進めるにあたっては、安全対策に万全を期すことはもとより、周辺環境への負荷を極力低減するなど、より一層の環境保全に向けて努力すること。

## ( 2 ) 個別事項

### ア 大気質

供用時の施設の稼動に伴う排出ガスの排出による二酸化硫黄の長期予測については、日平均値の 2% 除外値が最大着地濃度地点で 0.0182ppm であり、環境保全目標 (0.04ppm) を満足し、年平均値に対する付加率は 1.3% と予測している。また、短期予測では、1 時間値が最大着地濃度地点で 0.1494ppm であり、環境保全目標 (0.10ppm) を達成していないが、現況においても環境保全目標を達成していない状況にあり、1 時間値に対する付加率は 2.26% と予測している。

二酸化窒素の長期予測については、日平均値の年間 98% 値が最大着地濃度地点で 0.0601ppm であり、環境保全目標 (0.06ppm) をわずかに超えるものの、年平均値に対する付加率は 0.13% と予測している。また、短期予測では、1 時間値が最大着地濃度地点で 0.120ppm であり、環境保全目標 (0.2ppm) を満足し、1 時間値に対する付加率は 0.78% と予測している。

浮遊粒子状物質の長期予測については、日平均値の 2% 除外値が最大着地濃度地点で 0.099mg/ であり、環境保全目標 (0.075mg/ ) を達成していないが、現況においても環境保全目標を達成して

いない状況にあり、年平均値に対する付加率は 0.12% と予測している。また、短期予測では、1 時間値が最大着地濃度地点で 0.3464mg/ であり、環境保全目標 (0.20mg/ ) を達成していないが、現況においても環境保全目標を達成していない状況にあり、1 時間値に対する付加率は 0.39% と予測している。

一酸化炭素の長期予測については、日平均値の 2% 除外値が最大着地濃度地点で 1.45ppm であり、環境保全目標 (10ppm) を満足し、年平均値に対する付加率は 0.031% と予測している。また、短期予測では、1 時間値が最大着地濃度地点で 4.01ppm であり、環境保全目標 (20ppm) を満足し、1 時間値に対する付加率は 0.14% と予測している。

塩化水素の短期予測については、1 時間値が最大着地濃度地点で 0.003141ppm であり、環境保全目標 (0.02ppm) を満足し、この目標に対す

る付加率は 15.7%と予測している。

ダイオキシン類の長期予測については、年平均値が最大着地濃度地点で 0.34pg-TEQ/ であり、環境保全目標（0.6pg-TEQ/ ）を満足し、年平均値に対する付加率は 0.057%と予測している。

これらに対し、触媒脱硝装置による窒素酸化物の除去、バグフィルタによるばいじんをはじめとする各種汚染物質の除去等、排ガス中の大気汚染物質の低減対策を総合的に実施するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

しかしながら、今回の計画は、スクラップアンドビルドとはいえ、処理能力の増加に伴う各種汚染物質の排出量の増加が懸念されることから、焼却施設の適正な燃焼管理に併せ、最新の処理技術を採用した処理効率の高い公害防止設備の導入を図るなど、大気汚染物質及びダイオキシン類等の発生並びに排出を可能な限り抑制し、環境負荷の低減に努めること。

## イ 悪臭

本計画は、廃棄物の建屋内での保管及び悪臭物質の高温処理（温度 800 、滞留時間 2 秒以上）による酸化分解により、悪臭の発生を防止する計画としており、さらに、焼却施設の燃焼用空気を建屋内から吸引することにより、建屋内を負圧に保つなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものとしている。

しかしながら、処理施設の稼働を開始する時、又は停止する時においては、高温処理の燃焼条件に満たないことが想定されることから、助燃バーナー等を有効に活用した燃焼管理の徹底を図るとともに、廃棄物を保管する建屋については気密性の高い構造とするなどの対策を講じ、悪臭の未然防止に努めること。

## ウ 土壌汚染

本計画では、外部に持ち出す土壌に汚染があった場合には、「川崎市公害

防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、セメント資源化、管理型処分場での管理等により、適正に処理を行うことから、周辺地域の環境の保全に支障を及ぼさないとしている。

しかしながら、汚染土壌の搬出の際には、荷台からの落下や飛散が予想されるため、荷崩れ防止や飛散防止の対策を徹底すること。

## エ 緑

### (ア) 緑の質

本計画における植栽予定樹種は、耐煙性、耐潮性の強い種を選定することから、環境特性等に適合するものとしている。また、適切な除草、清掃、散水等の維持管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講じることから緑の適正な育成が図られるとしているが、樹木の植栽にあたっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

### (イ) 緑の量

本計画における緑被率は10.2%で、地区別環境保全水準(25.0%)を下回っているが、周辺地域は緑に乏しい地域であり、その地域に新たに約500㎡の緑地を創出するとともに、緑の構成については、高木、中木、低木を適切に組み合わせて植栽を行い、また、一部壁面に緑化を施すことなど、緑被面積、樹木の本数とも現況に比べて大きく増加することから、緑被率は向上し、緑の回復育成を図ることができるとしている。

しかしながら、可能な限りの緑化地の創出と樹木の適正な管理、育成に努めること。

### (ウ) 植栽土壌

計画地の土壌は、植栽基盤として不適であるため、植栽地の土壌は良質な客土を持ち込むなどの環境保全のための措置を講じることから、緑の保全育成に係る土壌の保全を図ることができるものとしているが、土壌整備

にあたっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保や維持管理について、市関係部署と協議すること。

## オ 騒音

工事中の建設機械の稼働に伴う敷地境界における騒音レベルの最大値は 77 デシベルで、地区別環境保全水準の値（85 デシベル）を下回ると予測し、また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルの増加は、現況に対して 0.3 デシベル程度と予測している。これらに対し、工事に際しては、低騒音型の機種を採用し、また、配車計画に十分留意するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境に与える影響は小さいとしている。

一方、供用時の施設の稼働に伴う敷地境界における騒音レベルの最大値は昼間で 76 デシベル、夜間で 62 デシベルであり、地区別環境保全水準（昼間 75 デシベル、夜間 65 デシベル）と比較すると昼

間はこの基準を 1 デシベル上回り、夜間は 3 デシベル下回るとしているが、この昼間の最大値は隣接する既存施設内で発生することか

ら、これを考慮すると、最大値は 59 デシベルと予測している。また、廃棄物運搬車両の走行に伴う等価騒音レベルの増加は、現況に対して 0.3 デシベル程度である。これらに対し、施設の供用に際しては、可能な限り低騒音型の設備機器及び防音対策を施すとともに、廃棄物の運搬に際しては、配車計画に十分留意するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境に与える影響は小さいとしている。

この評価は、工業専用地域という地域特性から判断し、概ね妥当であるが、供用時における騒音発生施設については、保守管理の徹底に努めること。

## カ 振動

工事中の建設機械の稼働に伴う敷地境界における振動レベルの最大値は

70 デシベルであり、地区別環境保全水準の値（75 デシベル）を下回ると予測し、また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加は、現況に対して 0.2 デシベル程度と予測している。これらに対し、工事に際しては、可能な限り低振動型の機種を採用し、また、配車計画に十分留意するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境に与える影響は小さいとしている。

一方、供用時の施設の稼働に伴う敷地境界における振動レベルの最大値は昼間で 59 デシベル、夜間で 58 デシベルであり、地区別環境保全水準（昼間 70 デシベル、夜間 65 デシベル）を昼夜ともに下回ると予測し、また、廃棄物運搬車両の走行に伴う振動レベルは、51.2 デシベルであり、地区別環境保全水準の値（昼間 70 デシベル）を下回ると予測している。これらに対し、施設の供用に際しては、振動の伝搬を抑制するための防振対策を施し、また、配車計画に十分留意するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境に与える影響は小さいとしている。

この評価は、工業専用地域という地域特性から判断し、概ね妥当であるが、供用時における振動発生施設については、保守管理の徹底に努めること。

## キ 廃棄物

### （ア）産業廃棄物

本計画は、工事中に発生する産業廃棄物については、可能な限り再資源化に努め、また、供用時に発生する焼却灰は無害化及び減容化の処理により、スラグ、メタルとして排出し、飛灰は集じん灰処理装置により重金属不溶化処理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないとしている。

しかしながら、供用時には、大量のスラグや飛灰処理物の排出が予測されるが、この有効活用を図る観点から、路盤材等に取りサイクルするなど、積極的な取り組みが望まれる。

#### (イ) 建設発生土

本計画の建設工事で発生する建設発生土は、可能な限り計画地内に埋め戻し土として利用し、その他は他所の建設現場の造成用盛土などに再利用を図り、それが困難な場合には適正に処理するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないとしており、この評価は概ね妥当であるが、敷地外に持ち出す土壌は、汚染の有無の確認を徹底すること。

#### ク 景観

本計画は、工業地帯の産業景観の中に焼却設備を建設するもので、景観の観点から圧迫感を与える煙突を計画地の中央に配置するとともに、臨海部色彩ガイドラインに沿い、景観面で色彩に配慮し、可能な限り緑化を図るなどの環境保全のための措置を講じること

から、周辺環境との調和が保たれるとしているが、建物のデザイン、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

#### ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、予測地点における工事用車両の走行による交通混雑度の最大は 0.3717（増加量：0.0129）、また、供用時の搬出入車両の走行による交通混雑度の最大は 0.3709（増加量：0.0121）

であり、ともに円滑な交通量の処理が可能とされる交通混雑度 1.0 を下回ると予測し、さらに、発生車両のピーク時間をずらすなどの環境保全のための措置を講じることから、生活環境の保全に支障がないものとしている。

交通安全については、車両ルートは歩道等交通安全施設が備わった道路であり、歩行者の安全は確保されていることに加え、工事中は交通整理員を配置するなどの環境保全のための措置を講じることから、生活環境の保全に支障がないものとしており、この評価は概ね妥当である。

## コ 安全（火災爆発等）

本計画は、関係法令を遵守して、消防計画と予防規定を定める等の安全対策を講じるとともに、緊急時の適切な対応や組織体制を整備し、防災体制が確立されていることから、火災爆発等に係る安全に影響を及ぼさないとしている。

しかしながら、本事業において各種危険物を取り扱うことから、安全管理や従業員の教育等の徹底を図り、事故の発生を未然に防止すること。

## （3）環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「エネルギー」の各項目における環境配慮措置については、その積極的な取り組みを図るとともに、具体的な実施の内容について、市へ報告すること。

## 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成16年7月28日	自主的環境影響評価実施申出書
8月12日	自主的環境影響評価準備書縦覧公告
8月12日	自主的環境影響評価準備書縦覧開始
9月27日	縦覧終了 縦覧者 8名
9月27日	意見書の締切り 意見書の提出1名
10月15日	自主的環境影響評価見解書受理
10月22日	自主的環境影響評価見解書縦覧公告
10月22日	自主的環境影響評価見解書縦覧開始
11月22日	縦覧終了 縦覧者 6名